

阿賀野市立京ヶ瀬小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめ防止等全体に係わる内容

(1) いじめ防止のための取組

①方針

- ア 自己有用感の育成を全ての教育活動の根底にすえ、児童自身が自分に自信をもち、思いやりの心をもてるようにする。
- イ 学校全体でいじめ防止及びいじめ見逃しゼロに取り組むことで、児童が安全安心に学校生活を送ることができるようにする。
- ウ いじめは犯罪であり、決して許されない行為であることを継続的に児童に働きかけ、児童自身がいじめを許さない学校風土を醸成していく。
- エ 学校職員、保護者、地域、関係機関が一体となって児童の健全育成に取り組み、地域全体でいじめ撲滅に取り組んでいく。

②具体的な取組内容

- ア 授業づくりと学級づくりをいじめ防止の両輪にすえる。
 - 児童の学校生活の大半は授業による学習活動である。また、学習活動の中心は学級である。この学級が児童にとって安定し安心して生活できることが、いじめ防止の基盤である。このため、学級を支えるものは、楽しく、分かる授業であり、児童一人一人の個性、能力を伸ばす授業、級友とかかわり認め合える授業である。
 - ・年間を通じた授業改善を行う。
 - 校内研修を基盤にした授業改善に全校体制で取り組み、児童一人一人の学力向上を図る。
 - ・年間を通じた指導力向上に取り組む。
 - 校内研修で定めた改善事項や指導力向上研修に全教職員で取り組み、各年層に応じた指導力の向上を図る。
 - ・学級経営の評価反省を各学期行う。
 - 各担任による学級経営の反省評価を学期後に確実にを行い、適切な学級経営の事例を研修会等で学び合う。
- イ 学校評価をPDCAサイクルで実践評価し、校内体制を見直す。
 - 学校教育が適切に運営され、知徳体バランスのとれた児童の育成のための方策が適切であるか点検評価することが重要である。このため、知育徳育体育の3部門の取組が適切かどうか各種アンケート結果や数値等で評価し、改善を行っていく。
- ウ 組織的な教育相談体制、生徒指導体制を実現する。
 - 日々のトラブル情報の中で、いじめに結びついて行きそうな事例やいじめにならなくとも解決に時間を要した事例等に丁寧な教育相談を行うことはとても重要である。表面上和解したように見えても心から納得できない場合、そのしこりは後で吹き出す恐れがあるからである。表面的な解決を求めずに子どもが心から納得して和解できるように丁寧な教育相談体制が重要である。
 - また、いじめの早期発見、早期対応、いじめ見逃し0においても、学校組織体制を整備した生徒指導体制の充実が必要である。生徒指導体制が不安定であればある程、いじめ防止、解決の校内対応スピードは緩慢なものになるからである。
- エ 組織的な連携体制による早期発見、早期対応を実現する。
 - いじめは学校内ばかりでなく学校外でも発生する。
 - 校内においては、担任の子どもを見つめる目や子どもの変化を見逃さない目が何より重要である。子どもの何気ない不安な表情やしぐさに異変を感じたら、担任はすぐその子に対応することがいじめの早期発見、早期対応につながる。そして、学年主任、生徒指導主任、管理職と情報を共有して迅速に動くことが求められる。
 - 校外においても、担任は子どもの変化や級友からの情報に素早く反応し、連携体制を密にして組織的に対応することが何よりも重要である。

③年間計画

	授業づくり学級づくり	学校評価	教育相談・生徒指導体制
4月	・校内研修計画や学級経営案作成計画に基づく目標設定と方策の決定実践	・学校評価計画に基づく知育徳育体育の目標設定と方策の共通理解と実践	・教育相談全体計画、生徒指導全体計画の共通理解と実践
5月	・実践と評価	・実践と評価	・実践と評価
6月	・実践と評価	・実践と評価	・実践と評価
7月 8月	・実践と評価のまとめ ・2学期に向けての改善策の決定	・実践と評価 ・2学期に向けての改善策の決定	・実践と評価 ・2学期に向けての改善策の決定
9月	・実践と評価	・実践と評価	・実践と評価
10月	・実践と評価	・実践と評価	・実践と評価
11月	・実践と評価	・実践と評価	・実践と評価
12月	・実践と評価のまとめ ・3学期に向けての改善策の決定	・実践と評価のまとめ ・3学期に向けての改善策の決定	・実践と評価のまとめ ・3学期に向けての改善策の決定
1月	・実践と評価	・実践と評価	・実践と評価
2月	・実践と評価	・実践と評価	・実践と評価
3月	・実践と評価 ・年間の反省評価と次年度に向けた改善策の決定	・実践と評価 ・年間の反省評価と次年度に向けた改善策の決定	・実践と評価 ・年間の反省評価と次年度に向けた改善策の決定

(2) 早期発見・早期対応の在り方

①方針

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する。たとえ、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

日頃からの児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童生徒の情報交換を行い、情報を共有する。重大事案に至ったいじめの多くは、誰一人何も気づかなかつたというよりも、ささいな情報を放置したり、問題ではないと判断したりした結果、深刻化している。「早期認知」「早期対応」を心掛ける。

①児童生徒のささいな変化に気づくこと、②気づいた情報を確実に共有すること、③（情報に基づき）速やかに対応する。児童生徒の変化に気づかずにいじめを見過ごしたり、せっかくだが気づきながら見逃したり、相談を受けながら対応を先延ばしにしたりしない。

②具体的な内容

【児童の様子や悩みの把握にかかわって】

- ア 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組む。定期的に、Q-Uテストや健康アンケートや生活アンケート、教育相談を行う。
- イ 児童の日頃の様子に目を配るとともに、いじめを訴えやすい雰囲気をつくる。休み時間や放課後の雑談の中などで児童生徒の様子に目を配ったり、個人ノートや生活ノート等、教職員と児童生徒の間で日常行われている日記等を活用して交友関係や悩みを把握したり、個人面談や家庭訪問の機会を活用したりする。
※児童生徒が教職員に相談してくれた場合に、その思いを裏切ったり踏みにじったりすることのないよう気をつける。やっとの思いで相談したのに、うるさがられた、後で話を聞くと言って対応してもらえなかった等のないようにする。
- ウ 相談窓口として、保健室や相談室の利用、電話相談窓口について広く周知する。
- エ 家庭や地域と連携して児童生徒を見守り、健やかな成長を支援していく。保護者にも協力してもらい保護者用のいじめチェックシートなどを活用し、家庭で気になった様子はないかを把握するとともに、積極的に保護者からの相談を受け入れる体制を整える。

【情報の共有にかかわって】

- ア 気になる変化が見られた、遊びやふざけなどのようにも見えるものの気になる行為があった場合や、相談などで聞いた内容は、5W1H（いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように）メモし、いじめ対策委員にすぐに伝える。

【早期対応にかかわって】

- ア いじめ対策委員は情報を毎日集約し、必要に応じ関係者を招集し、その後の対応を考える。
- イ 暴力的な行為や「暴力を伴ういじめ」を目撃した場合には、速やかに止めることを最優先する。児童が遊びやふざけと言おうとも、暴力的行為を止める。その後は、何が起きていたのか、どのような対応を行ったかをいじめ対策委員に速やかに報告し、指示を仰ぐ。

③年間計画

月	内 容
4月	早期発見、早期対応の職員間の確認 相談窓口の周知
5月	健康アンケート 保護者用いじめチェックシート
6月	Q-Uテスト、学校生活アンケート、教育相談 個別懇談会（全員）
7月	育成委員からの情報の収集 「早期発見・早期対応」体制についての反省と改善
10月	Q-Uテスト、学校生活アンケート、教育相談 個別懇談会（希望）
12月	育成委員からの情報の収集 「早期発見・早期対応」体制についての反省と改善
3月	育成委員からの情報の収集 「早期発見・早期対応」体制についての反省と改善

※ いじめ対策委員会は随時

3) いじめに対する措置

① 方針

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童生徒を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

②具体的な取組内容

いじめがあると確認された場合、直ちにいじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめをしたとされる児童に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行う。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や事案に応じ関係機関との連携を図る。

ア いじめの発見・通報を受けたときの対応

いじめ行為を発見した場合、その場でその行為を止める。児童生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。

発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、直ちに「校内いじめ対策委員会」に報告し情報を共有する。その後は、当該組織が中心となり、速やかに関係児童生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任を持って学校の設置者に報告するとともに、被害・加害児童生徒の保護者に連絡する。

イ いじめられた児童又はその保護者への支援

家庭訪問等により、迅速に保護者に事実関係を伝える。いじめられた児童や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行うなど、いじめられた児童の安全を確保する。

あわせて、いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。

ウ いじめた児童への指導又は保護者への助言

いじめたとされる児童から事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、複数の教職員が連携し、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。また、事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

エ 関係機関との連携

必要に応じて関係機関や地域との連携を図った「拡大いじめ対策委員会」を開き、いじめの問題解決にあたる。また、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

(4) 教育相談体制

①方針

- ア いじめ、不登校を出さない学校づくりに努め、教師と児童相互の人間関係を深めることで、児童が自己実現を目指して活動していくことができるよう支援する。
- イ より深い児童理解を促進するために、全職員で、特別な支援を必要とする児童やいじめの実態について情報交換をし、共通理解を図る。
- ウ 一人一人の子どもが安心して学校生活を送り、自己の課題を達成し成長していけるよう指導・援助を行う。

②具体的な取組内容

- ア 初期教育相談体制の確立
いじめの情報が入り次第、必要な情報を収集し、児童に必要な支援が行えるような体制を作っておく。
- イ 学年部、関連機関との連携
いじめが発生したときに、その児童にとって何が課題であり、今必要な支援が何かをつかみ、より効果的な支援を開始するために、学年部、関連機関と連携し、「教育相談委員会」「いじめ対策委員会」など、必要に応じた組織を編成して対応する。
- ウ 子どもを語る会の開催
いじめに関係する児童について、職員のかかわり方や全校児童のかかわり方について具体的に話し合い、共通理解を図る。
- エ いじめアンケートの実施といじめの実態把握
いじめアンケートを通して、「いじめ」に対する児童の意識や「いじめ」の実態を把握し、児童の実態に応じた指導を講じることで、いじめ根絶への気運を高める。
- オ 全児童を対象とする担任による教育相談週間の設定
児童の実態をもとに教育相談を実施し、いじめ問題への早期対応を図る。

③年間計画

	実施内容
4月	教育相談全体計画の共通理解と実践
5月	第1回子どもを語る会開催
6月	第1回いじめアンケート・教育相談の実施
7月	第1回いじめアンケート集計まとめ
8月	2学期に向けての改善策の決定
10月	第2回いじめアンケート・教育相談の実施
11月	第2回子どもを語る会の開催、第2回いじめアンケートの集計まとめ
12月	3学期に向けての改善策の決定
2月	第3回子どもを語る会の開催
3月	年間の編成評価と次年度に向けた改善策の決定

(5) 生徒指導体制については別紙

(6) 校内研修

① 方針

- ア いじめ防止やいじめに係る対応、児童理解についての研修を位置付けることで、教職員のいじめに対する意識改善と向上を図る。
- イ 問題行動をとる児童の背景や環境等を理解することや未然防止や早期発見、早期対応の在り方を学ぶ。
- ウ 学級内における児童一人一人の状況把握の方法を学び、学級経営や児童理解に役立てる。
- エ いじめ防止だけでなく、児童理解や社会性育成の方法を学ぶ。

② 具体的な取組内容

- ア いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る研修会を、各学期に実施する。

イ Q-Uテストの集計・分析を行い、研修会を通して情報を共有し、必要な支援、指導にあたる。

ウ 児童理解を深めたり社会性を育成したりするため、グループエンカウンターやソーシャルスキル、ロールプレイング等の研修を行う。

③ 年間計画

月	研 修 内 容
4月	・いじめに関する認識改善や状況把握方法について研修計画を作成する。
5月	・第1回「子どもを語る会」
6月	・第1回Q-Uテストの実施
8月	・いじめへの対応について資質能力向上を図る研修会 ・第1回Q-Uテストの分析による具体的な例を採り上げた研修会 ・グループエンカウンターやソーシャルスキル等の研修会
10月	・第2回Q-Uテストの実施 ・第2回「子どもを語る会」 市教委 指導主事より指導
12月	・第2回Q-Uテストの分析による具体的な例を採り上げた研修会
2月	・第3回「子どもを語る会」